

ダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUBカード会員規約

2016年10月1日改定

第1章 一般条項

第1条 (会員)

1. 本会員とは、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ個人のうち、年齢・年取等当社所定の基準（原則ダイナースクラブカードは27歳以上、SuMi TRUST CLUBカードは22歳以上）を満たしかつ当社が入会を認めた方をいいます。
2. 家族会員とは、本会員が当社に対する代金の支払いその他一切の責任を引き受けることを承認した家族で、当社が入会を認めた方をいいます。
3. 本会員および家族会員を総称して会員といいます。

第2条 (会員規約の承諾)

1. 会員は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）を申し込むに際し、本規約の一部を構成する『個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項』その他当社が必要と認める内容については、当社からその提示を受けあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、入会後当社から本規約および関連する会員特約（以下総称して「本規約等」という）の交付を受けたときは、速やかに本規約等の内容を確認のうえ承諾するものとします。なお、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員が本規約等を承諾したものとみなします。
 - (1) カードに署名したとき。
 - (2) カードを使用したとき。
 - (3) 第4条に定める年会費を支払ったとき。
 - (4) 当社が、カードおよび本規約等を交付した日の翌月末日までに、当社に対して第16条に定める退会の申し出を会員が行わなかったとき。

第3条 (カードの発行と管理)

1. 当社は、会員に対しカードを貸与します。なお、本規約に定めるカードは、当社が発行する個人向けカードとし、「ダイナースクラブカード」、「SuMi TRUST CLUBカード」（VISAカードおよびマスターカードを対象とする）の2種類とします。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という）を含みます。
2. 会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちに、カード表面に記載された氏名が会員自身のものであることを確認のうえ、所定の署名欄に当該会員自身の署名をするものとします。所定の署名欄に自署した会員本人でなければ、当該カードを使用することができないものとします。
3. 会員は善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ留意するものとします。
 - (1) カードが盗難またはカード情報が盗み見される危険性のある場所にカードを放置すること。
 - (2) 飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。
 - (3) 覚えのない相手からの電子メールへの返信や、アクセスしたことのないサイトにカード情報を能動的に入力すること。
 - (4) カードの管理を理由如何にかかわらず家族を含む第三者へ委ねること。
4. カードの所有権は当社にあり、会員は、カードを他人に貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を家族を含む第三者に移転させることまたはカード表面に記載された会員名、会員番号、カードの有効期限、カー

ド利用の為に加盟店が発行するID/パスワード等の情報（以下「カード情報」という）を家族を含む第三者に使用させるまたは教えることは一切できないものとします。万一、本条または本規約に違反し、カードまたはカード情報が家族を含む第三者によって利用された場合、会員は、そのために生じたカード利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。

5. カードの有効期限は、当社が定めカードに記載します。当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを自動的に発行します。
6. カードが第三者によって不正使用されているまたはそのおそれがあると当社が判断した場合、当社はカードを無効として、新たなカードを発行することができるものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。

第4条 (年会費)

会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済の年会費は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由のいかんを問わず原則として返還しないものとします。

第5条 (暗証番号)

1. 当社は、当社所定の方法によりカードの暗証番号（4桁の数字とし、以下「暗証」という）および電話用暗証番号（4桁の数字とし、以下「電話用暗証」という）を登録し、会員に通知するものとします。ただし、会員は、当社所定の方法により、暗証または電話用暗証を変更することができるものとします。なお、この場合、会員は、「0000」、「9999」等の同一数字4桁または生年月日、電話番号等容易に想像できる番号は設定できないものとします。
2. 会員は、暗証および電話用暗証を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員は、登録された暗証または電話用暗証が会員本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。

第6条 (付帯サービス等)

1. 会員は、当社または当社が提携する業務委託先（以下「サービス提携先」という）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス等」という）を利用することができるものとします。
2. 付帯サービス等の利用等に関する規定等がある場合、会員は、それに従うものとし、また、付帯サービス等によっては利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員は、当社またはサービス提携先が必要と認めた場合、その付帯サービス等の提供を中止または内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第7条 (カード利用可能枠およびカード利用制限)

1. 会員のカード利用可能枠（一回払いショッピングを含むカード全体の利用可能枠をいう）は、当社が審査し定めたものとします。また、当社が適当と認めた場合、カード利用可能枠の範囲内で、次の各号に定める利用可能枠（以下総称して「内枠」という）を設定します。ただし、次の(1)における二回払いおよび分割払いは、ダイナースクラブカードには適用されません。
 - (1) ショッピングリボ利用可能枠（リボルビング払い、二回払い、分割払い（3回以上の均等払いをいい、ボーナス併用分割払いを含む）およびボーナス一括払いの利用可能枠をいう）

- (2) キャッシング・ローン利用可能枠（キャッシングサービスおよびカードローンの利用可能枠をいう）
- 前項において、家族会員の利用は、本会員のカード利用可能枠および内枠の範囲内とします。
 - 当社は、ダイナースクラブカードについては内枠を、SuMi TRUST CLUBカードについてはカード利用可能枠および内枠を、カード送付書およびご利用代金明細書等、当社所定の方法により会員に通知するものとします。
 - 当社は、当社が必要と認める場合に、カード利用可能枠および内枠を変更することができるものとするほか、会員ごとに個別に制限できるものとします。
 - カード利用可能枠の対象には、カードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、キャッシングサービス・カードローンのお借入元金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金および諸手数料を含みます。
 - 会員は、当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、当社が貸与する複数枚のカード（ただしダイナースクラブ・コーポレートカード等を除く）においては、カード利用可能枠および内枠についてそれぞれのカード間で共通の枠が設定されるものであり、会員が利用できる金額の上限が、各カードのカード利用可能枠および内枠のそれぞれの総和とはならないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - 会員のカード利用にあたっては、カードの1回あたり利用金額が、当社が別に定める金額を超える場合またはその他の理由で、当社が次の各号に定める加盟店から照会を受けることがあります。
 - 当社の加盟店
 - 当社と加盟店業務（加盟店におけるカードの引き受けおよび信用販売を提供する業務をいう。以下同じ）の提携があるクレジットカード会社の加盟店
 - 当社が発行する国際ブランドカードの加盟店業務を行う会社または組織の加盟店
 - 前項において次の各号の一つにでも該当するとき、当社は、そのカード利用を断ることができるものとします。
 - 本条第1項から6項に定めるカード利用可能枠を超えるとき
 - 当該会員のカード利用が本規約および別に定める規定に違反し、または違反するおそれがあるとき
 - 車両、不動産など、所有者の名義人が登記または登録される商品またはサービスについて、会員（コーポレートカードまたはビジネスカードの法人を含む）本人以外の第三者名義の商品またはサービスを購入するとき
 - 会員のカード利用が転売目的での販売用商品の購入や仕入代金の支払い等の商行為にあたる等、当社が適当でないと判断したとき
 - 本条第7項で定める加盟店での利用が不適当と当社が判断した時は、当社は、会員および当該加盟店への事前の通知なく、当社カードの利用ならびに取り扱いを断ることができるものとします。
 - 当社は、会員のカード利用が適当でないと判断した場合、当該カードの返却を加盟店または当社が直接もしくは間接的に提携したクレジットカード会社、VISAインターナショナルまたはマスターカードインターナショナルに係る国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社（以下「加盟店契約会社」という）を通じて求めることがあります。その場合、会員はカードの返却に応じなければなりません。
 - 会員は、本条第1項の利用可能枠を超えるクレジットカード利用についても当然にその支払いの責を負うものとします。会員は、本条第1項のショッピングリボ利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、会員が指定した支払方法にかかわらず、当該利用代金は一回払いを指定したものととして支払うものとします。また、カード利用データが当社に到着し

た時点でショッピングリボ利用可能枠を超えている場合も同様とします。

第8条（代金の支払い）

- カードの利用による商品の購入代金およびサービスの利用代金（以下「カードショッピング代金」という）、第34条に定めるキャッシングサービスおよび第35条に定めるカードローン（以下総称して「金融サービス」という）の返済金等、会員が本規約に基づき当社に対して負うカードショッピング代金の支払区分（第29条の支払区分をいう）および金融サービスごとに定められた該当する支払日に支払うべき金額（以下「約定請求債務」という）について、原則として次の各号に定める日に締め切る（以下この日を「締切日」という）ものとします。なお、ダイナースクラブカードによる日本国内でのショッピングまたは金融サービス（第34条に定義するCD/ATMのうち日本国内にあるものを使用した場合に限り）を利用した場合で、利用データが締切日当日に当社に到着したときは、当該利用データは当社翌営業日に処理され、翌月の締切日の約定請求債務の算出に使用されます。また、その他の利用データについても、当社に到着する時間帯によっては同様に当社翌営業日に処理され、翌月締切日の約定請求債務の算出に使用されます。
 - SuMi TRUST CLUBカードの場合は、毎月17日（土・日曜日または祝日の場合は前営業日とします）
 - ダイナースクラブカードの場合は、毎月20日（土・日曜日または祝日の場合は前営業日とします）
- 会員は、締切日の翌月10日（金融機関によっては8日。金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という）に、会員は、当社の指定する金融機関で口座設定をし、その金融機関口座（以下「支払口座」という）から口座振替、収納代行または自動払込の方法（以下「口座振替等」という）により約定請求債務を支払うものとします。ただし、当社が必要と認めた場合または事務上の都合により、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込み等で支払いいただく場合があります。また、あらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって代えることができます。なお、当社は、会員の締切日および支払日について、別の日を指定できるものとします。この場合、当社は、締切日および支払日を本条第5項に定めるご利用代金明細書またはその他当社所定の方法により、会員に通知するものとします。また、事務手続き上の都合により翌々月以降の支払日となることがあります。
- カード利用が外貨による場合（カード利用が日本国内であるものを含む）は、各国の国際提携組織（VISAカードについてはVISAインターナショナルサービスアソシエーションを、マスターカードについてはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを、ダイナースクラブカードについてはダイナースクラブインターナショナルを、それぞれいう。以下同じ）所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定するレートに、当社所定の事務処理経費を加算したレートで日本円に換算されます。会員は、あらかじめこれに同意の上、カードを利用するものとし、換算に使用されたレートについて異議を申し立てないものとします。なお、海外でのキャッシングサービス利用には、事務処理経費を加算しません。
- 会員は、本条第2項の支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に会員負担になります。
- 当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、ご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までに会員の届出先に当社所定の方法により通知します。また、当社は、当社都合により会員へのご利用代金明細書送付方法を変更することができます。
- 会員は、前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申立をしなかった場合、ご利用代金明細書の内容について支払

いを承諾したものとみなします。この場合、ご利用代金明細書に記載されたいかなる代金についても支払い免除または返還の対象となりません。

7. 会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヶ月以内のものに限ります。また、この場合本会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。
8. 会員の支払口座の残高不足等により、約定請求債務の口座振替等ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払日以降の任意の日において、約定請求債務の延滞額の全部または一部につき口座振替等ができるものとします。

第9条（支払金等の充当方法）

1. 会員の支払った金額が約定請求債務全額を完済するに足りない場合、会員からの申し出がない限り、当社は会員へ特に通知せずに法律で認められる範囲において、当社が適当と認める順序・方法により約定請求債務に充当できるものとし、会員は異議がないものとします。ただし、本規約に定めるリボルビング払いの充当順序については、割賦販売法に定められている順序によるものとします。
2. 会員の債務の弁済として支払われた金額が、当社の約定（本規約の約定もしくは会員その他弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む）により期限において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、本会員および弁済者への通知なく当然に、当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらず会員の当社に対し負担する債務（ただし当社が別途定めるものを除く）に当社所定の期日、順序方法により充当されることについて、本会員はあらかじめ承諾するものとします。また、これにより弁済者との間で生じる紛議は、すべて本会員において解決するものとします。

第10条（手数料率、利率の変更）

1. 当社は、別に定める包括信用購入あっせんの手数料（リボルビング払い手数料、分割払手数料）の率、キャッシングサービスの利率、カードローンの利率、遅延損害金の率（以下総称して「基準利率」という）について当社所定の方法により会員に通知するものとします。
2. 当社は、金融情勢等の変化により、基準利率を変更することがあります。この場合、本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準利率を通知した後は、通知したときにおけるリボルビング払いおよび分割払いの利用残高または金融サービスの融資残高（以下総称して「残高」という）の全額に対して変更後の基準利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。
3. 当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準利率よりも低い利率（以下「優遇利率」という）を適用することがあります。この場合、当社からその内容および適用期間を当社所定の方法により当該会員に通知します。なお、適用開始日に残高がある場合は、会員はその全額について通知された優遇利率が適用されること、および適用終了後に残高がある場合は、その全額について基準利率が適用されることに異議がないものとします。

第11条（費用の負担）

当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用等は、会員資格取り消しおよび退会後といえどもすべて会員の負担とします。また、会員が自身の調査のために要した費用は、当然に会員負担になります。

第12条（会員資格の再審査等）

1. 当社は、会員の適格性および利用可能枠について入会後、定期・不定期の再

審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社の求める資料の提出およびカード利用の停止またはカードの返却に応じなければなりません。

2. 会員が海外に転居する場合もしくは転居したことがわかった場合、当社は前項の再審査を行うことがあります。

第13条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 会員および入会申込者（以下「会員等」という）は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる反社会的勢力であると当社が認めた者
2. 会員等は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) カード取引（カード利用、代金支払、付帯サービス等含む）に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 会員等が、次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。
 - (1) 第1項各号のいずれかに該当した場合。
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。
 - (3) 第1項または第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
4. 会員が前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、第15条の各規定が準用されるものとし、当社は、カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格の取消等ができるものとします。

第14条（重要な地位を占める者）

1. 会員および入会申込者（以下「会員等」という）は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職が否かについて当社へ申告するものとします。
 - (1) 外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者
 - (2) 前号に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子をいう。）
 - (3) 法人であって、(1) または (2) に掲げる者が実質的支配者であるもの
2. 会員等は前項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社が法令上求められる取引時確認を行うことにあらかじめ承諾し、その他手続きに必要な書類等を提出するものとする。なお、取引時確認が完了できない場合には第15条の各規定が準用されるものとし、当社はカードの利用・貸与の停止、会員資格の取消等ができるものとします。
3. 会員等は第1項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社の指定するサービス等を受けられないことがあることをあらかじめ

承諾するものとする。

第15条（カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格の取消等）

1. 会員が支払いを遅滞する等本規約に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、カード利用について不審であると当社が認めた場合、第12条の再審査の場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、会員に通知することなく直ちに次の措置をとることができるものとします。
 - (1) カード利用の停止。
 - (2) 付帯サービスの提供停止。
 - (3) カード貸与の停止（カードの返却の要求）。
 - (4) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。
 - (5) 当社が必要と認めた法的措置。
2. 前項各号の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがある場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。
 - (2) 法令または本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
 - (3) 約定請求債務の履行を怠った場合。
 - (4) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止した場合。
 - (5) 差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けた場合。
 - (6) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをした場合。
 - (7) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
 - (8) 本人確認等に必要書類の提出がなされない場合。
 - (9) 現金化を目的として商品・サービスの購入等にカード利用可能枠を利用した場合。
 - (10) インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引、架空の取引、第三者によるカード利用、支払状況またはカードの管理が適当でないとして当社が認めた場合。
 - (11) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
 - (12) 会員が当社と締結した他の規約等において、上記（1）～（11）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた、または生じるおそれがあると当社が認めた場合。
4. 前項により会員資格を取り消された場合、これによって会員にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 会員が、本条第3項および前項に該当した場合は、第6条に規定するカード付帯サービスおよび特典（会員資格の取消前に取得済みの特典を含む）等の権利を喪失するものとします。
6. 会員は、会員資格の取消後であっても、本規約に基づき当社に対して負担する債務（当社に新たに知れた債務を含む）については、かかる債務について本規約に基づき支払いの責を負うものとします。
7. 本会員が本条、または本規約のいずれかに違反、または禁止の事項に該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、家族会員も本会員と同様の措置を受けることとなります。

第16条（退会）

1. 会員は、当社あて所定の退会手続きを行うことにより、いつでも退会を申し出ることができます。本会員が退会した場合には、家族会員、および当社が本規約に基づき会員に貸与するカードに付随するカード

（以下「付帯カード」という）も当然に退会となります。なお、当社が会員の退会処理を完了した後は、カードおよび付帯カードは一切利用できないことを会員は承諾するものとします。

2. 会員はカードの退会を申し出た場合、当社へカードを返却しなければならないものとします。ただし、当社より破棄処分の指示がある場合にはこれに従い、カードの磁気ストライプ部分（ICチップ搭載カードはチップ部分も同様に）を切断し、使用不能の状態として処分するものとします。
3. 本条第1項および前項の場合は、会員は、支払日にかかわらず、本規約に基づく一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認めた支払方法によるものとします。この場合、会員は、本規約に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。
4. 会員が本条に基づき退会を申し出た場合は、付帯サービスおよび特典（退会申し出前に取得済みの特典を含む）の権利を喪失するものとします。

第17条（期限の利益の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
 - (1) 支払日に約定請求債務（ただし、次号に定めるものを除きます）の支払いを1回でも遅滞した場合。
 - (2) 支払日に、支払期日の到来したりリボルビング払いの弁済金、分割払い・二回払いおよびボーナス一括払いの支払分の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当の期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。
 - (3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。
 - (4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けた場合。
 - (5) 破産、民事再生、特別清算、会社更生もしくはこれらに類する倒産手続の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。
2. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
 - (1) 商品の質入れ、譲渡、貸借その他当社所定の所有権を侵害する行為をした場合。
 - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
 - (3) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。

第18条（遅延損害金）

1. 会員は、一回払い・リボルビング払い・金融サービスの約定請求債務の支払いを遅滞した場合は、当該約定請求債務の元金に対し支払日当日から支払済の日の前日に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合は、当該約定請求債務の元金およびリボルビング払いならびに各種ローンの残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日の前日に至るまで、年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。
2. 会員は、ボーナス一括払いの約定請求債務の支払いを遅滞した場合は、当該約定請求債務の元金に対し、支払日当日から支払済の日の前日に至るまで年6.0%を乗じた額を超えない金額の遅延損害金を支払うものとします。
3. 会員は、分割払いの約定請求債務の支払いを遅滞した場合は、以下の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1) 分割支払金の支払いを遅滞した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し支払日当日から支払済の日の前日に至るまで年14.6%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金は分割払残元金に対し年6.0%を乗じた額を超えない金額。

- (2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は（前号の場合を除く）、分割払残元金に対し期限の利益を喪失した日から支払済の日の前日に至るまで年6.0%を乗じた額を超えない金額。
4. 会員は、二回払いの約定請求債務の支払いを遅滞した場合は、各回の支払元金に対し各支払日当日から支払済の日の前日に至るまで年6.0%を乗じた額を超えない金額の遅延損害金を支払うものとします。
5. 前各項における遅延損害金の計算は、毎月の締切日で締め切り、ご利用代金明細書またはその他当社所定の方法により、会員に通知するものとします。約定請求債務の遅延が解消された後も遅延損害金のみご利用代金明細書またはその他当社所定の方法にて通知する場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。
6. 本条各項の計算はすべて、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。

第19条（カードの紛失、盗難、偽造およびカード再発行）

1. 会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを使用された場合、そのカード使用に起因して生じる一切の債務については本規約を適用し、すべて会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡の上、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の60日前以降発生した損害については、当社は、会員に対しその支払いを免除します。
2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。
- (1) 紛失、盗難等が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
- (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、または不正使用した場合。
- (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合。
- (4) 暗証を使用するカード利用において、使用された暗証と登録の暗証とを一致を確認した上で行われたカード利用について損害が生じた場合。
- (5) 本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。
- (6) 会員が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合または当社が行う不正使用被害調査に協力しない場合。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。
4. 前項にかかわらず、(1) 会員が本規約の第3条および第5条に違反した場合、その違反中および違反後1年以内に発生した紛失、盗難、偽造またはカード番号等の盗用による利用代金について (2) 偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について、会員が支払いの責を負うものとします。
5. 会員は、当社等が行う被害状況の調査に対し協力するものとします。
6. カードの再発行は当社が適当と認めた場合に行います。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。

第20条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、職業、支払口座、取引を行う目的、家族会員等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のもの（以下「当社送付物」という）が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとします。

3. 本条第1項の届出がないために当社送付物が住所不明等の理由により当社へ戻ってきた場合、当社は会員へ確認連絡を行うなど必要な対応を行う場合があります。当該対応を行ったにもかかわらず当社送付物が不送達となる場合、当社はカード利用の停止など第15条に定める措置をとることができるものとします。なお、電磁的方法でご利用代金明細書を交付している場合も同様の措置を受けることを会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、当社からすでにカードの貸与を受けている場合で当該カードに追加してカードを申し込む場合は、当該追加カードの申し込みが取り消された場合を除き、追加カードに係る申込書に記載された住所等の連絡先情報が、当社が貸与するすべてのカードにおいて適用されることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、当社からすでに複数枚のカードの貸与を受けている場合で、当社に届け出た住所等の連絡先に変更が生じた場合に、いずれかのカードにおいて本条第1項の届出があったときは、他方のカードも同様に変更されるものとします。

第21条（電話またはインターネット等による取引等）

1. 会員は、当社が定める所定のサービス等の申し込み、当社への照会、前条に定める届出等を電話またはインターネット等によって行う（以下「電話等取引」という）ことができるものとします。
2. 会員は、電話等取引を行う場合、原則として電話用暗証または当社が別に定めた方法によって行うものとし、その内容は録音または記録され、当社に相当期間保存されるものとします。

第22条（書類の提出）

1. 当社は、諸法令等による必要が生じた場合、会員に対して所定の書類の提出を求めることがあります。
2. 当社は、定期・不定期に会員に対して当社が必要とする本人確認またはカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに応ずるものとします。
3. 会員が本条第1項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、会員のカード利用の制限もしくは停止をすることがあります。
4. 会員は、前項の定めにより当社がカード利用の制限もしくは停止をした場合でも、本規約の定めるところにより、当社への債務を支払うものとします。

第23条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第24条（準拠法）

会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。ただし、会員は、当社が国内外の法規（アメリカ合衆国税法を含むが、これに限らない）の適用を受けること、これらの法規を遵守するために適当な措置（契約情報、個人情報収集、提供、利用、源泉徴収、関連政府機関への報告および送金を含むがこれらに限られない）を講じることに同意します。

第25条（規約の改定、承諾）

本規約等が改定され当社から会員へその内容を通知または公表した後に、会員がカードを使用した場合は、本規約等の改定事項を承諾したものとみなします。なお、本規約等と相違する特約または規定があ

る場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。

第26条（契約上の地位等の譲渡）

1. 会員は当社が本規約に基づく地位を将来第三者に譲渡した場合、その譲渡をあらかじめ異議なく包括的に承諾します。
2. 会員は、当社が本規約に基づき会員に対して有する債権をサービサー等の第三者に譲渡することにあらかじめ異議なく承諾します。

第2章 カードショッピング条項

第27条（カードの利用方法）

1. 会員は、加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカード裏面の署名と同じ署名を行うことにより、商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。ただし、加盟店に端末機が設置されている場合には、その所定の手続に従っていただくことがあります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、注文書への署名等当社指定の方法によるものとし、カードの提示を省略できる場合があります。また、当社が適当と認めた加盟店（インターネット等によるオンライン取引等を行う加盟店を含む）においては、売上票への署名を省略または署名に代えてもしくは署名とともに暗証を端末機に入力する等当社が適当と認める方法によって商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。
2. カードの種類がICカードの場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合若しくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
3. カードの利用状況その他の理由で、カードの利用について都度当社の承認が必要となります。この場合、当社が加盟店および加盟店契約会社から照会を受けることがあり、当社が必要と認めた事項に限り、当社から加盟店または加盟店契約会社に回答することを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、端末機を通じ、会員のカード利用を保留し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
5. 当社は、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれがある場合その他当社が取引の目的等が適当でない判断した場合には、カードの利用を断ることができるものとします。
6. カードによる商品の購入およびサービスの提供を取り消す場合は、取消用の売上票に会員がカードの署名と同じ署名を行う等、所定の手続きによるものとします。
7. 会員は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、会員番号・有効期限等が変更され、もしくは退会の申し出または会員資格取消等によりカードが利用できなくなった場合、会員は、会員自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続を行うものとします。退会または会員資格取消後に加盟店から売上が生じた場合でも、会員は本規約の規定に従い、支払責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。
8. 前項においてカード種別変更等の理由により会員番号等が変更になっ

た場合または会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合等当社が必要または適当と認めた場合には、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、会員自身で加盟店に対し必要な手続を行うものとします。なお、会員は、退会申し出または会員資格取消後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、第15条6項および第16条3項に基づき、支払いの責を負うものとします。

9. カードの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に、会員と加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
10. カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当社に開示されることを会員は承諾するものとします。なお、通話先電話番号を含む通話明細情報については、会員の事前の承諾を得、かつ加盟店が了承した場合にのみ、加盟店から直接、または加盟店契約会社を通じて当社に開示されるものとします。
11. 会員は、一部の海外加盟店においては、カードの利用に際し手数料（カード取扱手数料）を徴収する必要があることをあらかじめ承諾するものとし、カード売上票に当該カード取扱手数料が明示されている場合において会員が当該売上票に署名した場合は、ショッピング利用代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとします。

第28条（債権譲渡、立替払い）

1. 会員は、カードによる商品の購入およびサービスの提供により生じた加盟店の会員に対する債権（以下「売上債権」という）について、次の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店および当社は会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。
 - (1) 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡することまたは当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、外国ダイナースを含む）を経由する場合があります。
 - (2) 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、または提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
 - (3) 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡または海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2. 会員は、加盟店の売上債権を任意の時期および方法で当社に譲渡することまたは当社が立替払いすることについて、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとします。なお、債権譲渡または立替払いについて、加盟店・当社は、会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。
3. 本条第1項により当社が譲り受ける債権額または当社が立替払いする金額は、当社所定の売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、当社所定の注文書記載の表示価格および送料等の合計額とします。

第29条（支払区分）

1. 会員は、カードショッピング代金について、カードの利用の際に、一回払い、二回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いのいずれかの支払区分を指定できるものとします。ダイナースクラブリボルビングカードによる商品の購入、サービスの利用代金および通信販売の利用代金等の支払区分については、すべてリボルビング払いの取扱いとしめます。ただし、一回払い以外の支払区分は、あらかじめ当社が適当と認めた会員が、当社が認めた加盟店で指定できるものとします。また、二回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いの利用はショッピングリボ利用可能枠の範囲内とします。なお、会員の有効な支払区分の指定がない場合および当社が指定した加盟店でカードを利用した場合は、原則一回払いとなります。
2. 一回払い、二回払いおよびボーナス一括払いの支払日および支払金額は、次のとおりとなります。ただし、事務上の手続により支払日の適用開始が遅れることがあります。
 - (1) 一回払いについては、利用額の全額につき締切日の翌月の支払日。
 - (2) 二回払いについては、現金価格（利用額）の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ締切日の翌月と翌々月の支払日。なお、手数料はかかりません。
 - (3) ボーナス一括払いについては、現金価格（利用額）の全額につき毎年12月締切日翌日から翌年6月締切日までの利用分を同年8月の支払日とし、7月締切日翌日から11月締切日までの利用分を翌年1月の支払日とします。なお、上記の期間は暦および加盟店により異なる場合があります。また、手数料はかかりません。
3. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりとします。
 - (1) 毎月の支払元金は、本規約末尾に記載する支払方式によって決定されるものとします。なお、ミニマムペイメント方式（ダイナースクラブカードのみ適用されます。）およびフレックス変額コース（SuMi TRUST CLUBカードのみ適用されます。）の場合の支払元金は、締切日におけるリボルビング残高（以下「利用残高」という）により決定されるものとします。また、手数料率の算定はウィズアウト方式とし、会員は、支払元金に手数料を加算した金額（以下「弁済金」という）を支払うものとします。
 - (2) リボルビング払い手数料は、リボルビング払いの利用を締切日で締め切り、締切日の翌営業日から翌月の締切日までの利用残高に対して、当社所定の手数料率（実質年率）により日割で計算した額とし、翌々月の支払日に毎月の支払元金に加算して支払うものとします。なお、当社が利用データを受け付けてから最初に到来する締切日までの間、リボルビング払い手数料はかかりません。
 - (3) 毎月の弁済金の具体的算定例は、本規約末尾に記載するとおりです。
 - (4) 会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、支払方式の変更、翌月の支払元金の増額支払ができるものとします。
 - (5) 会員は、当社が別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。このとき、債務の全部を繰り上げて返済する場合は、前回締切日の翌営業日から当該繰り上げ返済日の前日まで年365日（うるう年の場合は366日）の日割によって手数料を計算し、リボルビング払い残高とあわせて支払うものとします。また、債務の一部を繰り上げて返済する場合は、原則として返済を受けた金額の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料を支払うものとします。
 - (6) 会員がボーナス併用払いを指定した場合は、ボーナス支払月は当社が定める1月・7月、1月・8月または2月・8月のいずれかとし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合各ボーナス支払月の加算金額は、当社が定める上限金額を超えないものと

し、その加算金額を月々の弁済金に加算して支払うものとします。

4. 会員は、カード利用時に本条第1項の代金の支払区分として一回払いまたはボーナス一括払いを指定した場合であっても、あらかじめ当社が定めたショッピングリボ利用可能枠の範囲内において、当社が定める日までに申し出を行い、当社が適当と認めた場合は、支払区分をリボルビング払いに変更できるものとし、当社はこれを「あとからリボルビング」と呼びます。この場合の毎月の支払元金、リボルビング払い手数料の計算については、カード利用時にリボルビング払いの指定があった場合と同様とします。
5. 会員が分割払いを指定した場合は、次のとおりとします。
 - (1) 会員が分割払いを指定した場合の支払回数、実質年率、分割払手数料は、本規約の末尾に記載するとおりとします。
 - (2) 会員は、現金価格（利用額）に前号の分割払手数料を加算した金額（以下「支払総額」という）を支払回数で除した金額（以下「分割支払金」という）を翌月の支払日から毎月支払うものとします。支払総額の具体的算定例は、本規約末尾に記載するとおりです。
 - (3) 会員がボーナス併用分割払いを指定した場合、ボーナス支払月は、特段の指定がない限り1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月からボーナス併用増額支払分を支払うものとします。この場合ボーナス支払月の加算総額は、現金価格（利用額）の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の約定請求債務に加算して支払うものとします。
 - (4) 会員は、当社が別途定める方法により、分割払いに係る債務の全部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員が当初の契約どおりに分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払った場合には、会員は、78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。
6. 会員は、当社が適当と認めた場合、本規約末尾に記載するショッピング支払コースを選択することができるものとします。ただし、当社が適当でないかと判断した場合、当社は会員が選択したショッピング支払コースを変更できるものとします。
7. 本条各項における日割計算は、年365日（うるう年は年366日）にて計算します。
8. 会員は、当社が請求した年会費、利息・各種手数料、および遅延損害金について、支払日に一回で支払う以外の方法に変更することができないものとします。

第30条（商品の所有権）

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当該商品に係る債務（手数料を含む）が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

第31条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員は、見本・カタログ等より申込をした場合において、引き渡された商品、権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利または役務等の交換を申し出るかもしくは当該売買契約の解除ができるものとします。

第32条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、リボルビング払い、二回払い、分割払い、ボーナス一括払い

の場合で次の事由が存する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。

- (1) 商品、権利の引き渡しまたは役務の提供がなされない場合。
 - (2) 商品の破損、汚損、故障、その他の瑕疵（欠陥）がある場合。
 - (3) その他商品、権利の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由がある場合。
2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申し出た場合は、直ちに所要の手続をとるものとします。
 3. 会員は、前項の申し出をする場合は、あらかじめ本条第1項の当該事由の解消のため、加盟店等と交渉を行うよう努めるものとします。
 4. 会員は、本条第2項の申し出をした場合は、速やかに本条第1項の当該事由を記載した書面（資料がある場合には資料を添付していただきます）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が当該事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。
 5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けない場合。
 - (2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が会員にとって営業のためにもしくは営業として締結したもの（業務提携誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）に該当する場合。
 - (3) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格（利用額）の合計が3万8千円に満たない場合。
 - (4) 二回払い・分割払い・ボーナス一括払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たない場合。
 - (5) 外国加盟店でカードを利用した場合。
 - (6) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合。
 6. 当社が利用残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求した場合は、会員は、控除後のご利用代金の支払いを継続するものとします。

第3章 キャッシング・ローン条項

第33条（キャッシング・ローンの取引の目的、利用可能枠）

1. 当社は、金融サービスを会員に提供するにあたり、利用可能枠としてキャッシング・ローン利用可能枠を定めることができるものとします。会員は、キャッシング・ローン利用可能枠から既存融資残高を差し引いた金額の範囲内で、生計費資金とすることを取引の目的として当社から繰り返し融資を受けることができます。
2. キャッシング・ローン利用可能枠の設定の契約は、本会員が当社所定の申込書等により申し込み、当社が貸金業法等に基づき審査のうえ設定したときに成立するものとします。
3. 本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、キャッシング・ローン利用可能枠の範囲内で、次条および第35条で定める方法により、当社から現金を借り受けることができるものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
4. キャッシング・ローン利用可能枠の上限金額は、本規約末尾に記載するとおりとします。また、キャッシング・ローン利用可能枠は、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、カード送付書およびご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に知らせるものとします。
5. 当社は、必要に応じて会員のキャッシング・ローン利用可能枠の契約

の解除、増枠・減枠、または金融サービスの新規利用停止を行うことができるものとします。ただし、増枠の際には会員の希望を確認して行うものとします。

6. 前項の定めにかかわらず、当社は貸金業法に基づき、定期的な途上与信の結果に応じて金融サービスの利用の停止またはキャッシング・ローン利用可能枠の減枠をすることができるものとします。
7. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に書面の提出がなかった場合、金融サービスの利用を停止することができるものとします。

第34条（キャッシングサービス）

1. 会員は、当社に登録されている暗証を使用する等所定の手続きに従って当社と提携する国内外の現金自動支払機および自動預入引出機（以下「CD/ATM」という）を操作し、CD/ATMから現金の払出しを受けることにより、キャッシング・ローン利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。
2. 会員は、前項に定める方法の他、電話、インターネット等当社が認めた方法によりキャッシングサービスを利用することができます。この場合、当社は、会員の利用代金の支払口座へ融資金を振り込むものとし、融資金が振り込まれた日を利用日とします。
3. 海外において会員は、次に定める海外金融機関等のうち当社の指定する店舗でカードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。
 - (1) SuMi TRUST CLUBカードの場合、国際提携組織（ただしダイナースクラブインターナショナルを除く）と提携した海外金融機関等。
 - (2) ダイナースクラブカードの場合、外国ダイナース（一部の事務所を除く）、当社および外国ダイナースが契約した提携機関ならびに提携金融機関の日本国外の支店。
4. 本会員は、キャッシングサービスの借入金に対し、借入日当日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。適用される利率等については、本規約末尾に記載するとおりとし、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、カード送付書およびご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に知らせるものとします。
5. 会員は、キャッシングサービスを利用した場合であっても、あらかじめ当社が定めたキャッシング・ローン利用可能枠の範囲内において、当社が定める日までに申し出を行い、当社が適当と認めた場合は、支払いをカードローンに変更できるものとし、当社はこれを「あとからカードローン」と呼びます。この場合の当該申し出金額に対するカードローン利息の計算については、原則としてキャッシングサービス利用日から「あとからカードローン」申込日前日まではキャッシングサービスの利率および利息計算が適用され、申込日当日以後はカードローンの利率および利息計算が適用されるものとします。
6. キャッシングサービス利用金額、利息の返済日ならびに返済方法および海外でキャッシングサービスを利用した場合の伝票記載の外国通貨の換算は、本規約の定めるところによります。
7. 会員は、当社が別途定める方法により、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。このとき、利用残高の全部を繰り上げて返済する場合は、前回締切日の翌営業日（利用後の最初の締切日到来前においては利用日）から当該繰り上げ返済日の前日まで年365日（うるう年の場合は366日）の日割によって利息を計算し、キャッシングサービス利用残高とあわせて支払うものとします。また、利用残高の一部を繰り上げて返済す

る場合は、原則として返済を受けた金額の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払日に、日割計算にて元本額に応じた利息を支払うものとします。なお、一部繰り上げ返済する場合の返済金額は、1万円以上でかつ1万円単位とします。

8. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができます。この場合、当社において当該キャッシングサービスの利用データの処理が実行された日以降、会員からキャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済された日を繰り上げ返済日とします。
 - (1) キャッシングサービスの利用データが、当社に到着していない場合。
 - (2) 繰り上げ返済しようとするキャッシングサービス利用残高の締切日が過ぎている場合。
 - (3) 事前にご連絡がなく当社指定口座へお振り込みされた場合。

第35条（カードローン）

1. 会員は、当社に登録されている暗証を使用する等所定の手続に従ってCD/ATMを操作し、CD/ATMから現金の払出しを受けることにより、カードローンを利用することができます。
2. 会員は、前項に定める方法の他、電話・インターネット等当社が認めた方法によりカードローンを利用することができます。この場合、当社は、会員の利用代金の支払口座へ融資金を振り込むものとし、融資金が振り込まれた日を利用日とします。
3. カードローンの1回あたりの融資金額は、1万円以上でかつ1万円単位とします。
4. カードローンの返済元金は、本規約末尾に記載する返済コースによって決定されるものとします。なお、フレックス変額コースの場合の返済元金は、締切日におけるカードローン融資残高（以下「融資残高」という）により決定されるものとします。本会員は、返済元金に利息を加算した金額（以下「返済金」という）を支払うものとします。ただし、本会員が返済方法等の変更を希望し、当社が適当と認めた場合には、これを変更できるものとします。
5. カードローンの利率は、本規約末尾に記載のとおりとし、貸金業法に定める書面交付の方法で通知するほか、カード送付書およびご利用代金明細書等当社所定の方法により会員に知らせるものとします。
6. 初回のカードローンの利息は、融資日当日から最初に到来する締切日までの融資金額について年365日（うるう年の場合は366日）の日割にて計算し、元金に加算して支払日に支払うものとします（以後の追加融資についても同様とします）。2回目以降の利息は、締切日翌営業日から翌締切日までの融資残高に対して年365日（うるう年の場合は366日）の日割にて計算し、元金に加算して次回支払日に支払うものとします。なお、元金の支払いが完了した後最初に到来する締切日では、直前の締切日の翌日から元金支払完了の日の前日までの期間の利息を計算し、カードローン利息のみ請求します。
7. 会員は、カードローンの契約を解約する場合で残存債務がある場合には、当該残存債務全額と前項に定める方法で計算した利息を支払うものとします。
8. 会員は、当社が別途定める方法により、カードローン融資残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。このとき、融資残高の全部を繰り上げて返済する場合は、前回締切日の翌営業日（カードローン利用後の最初の締切日到来前においては利用日）から当該繰り上げ返済日の前日まで年365日（うるう年の場合は366日）の日割によって利息を計算し、カードローン融資残高とあわせて支払うものとします。また、融資残高の一部を繰り

上げて返済する場合は、原則として返済を受けた金額の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払日に、日割計算にて元本額に応じた利息を支払うものとします。なお、一部繰り上げ返済する場合の返済金額は、1万円以上でかつ1万円単位とします。

9. 本会員がボーナス併用払いを指定した場合、ボーナス支払月は当社が定める1月・7月、1月・8月または2月・8月のいずれかとし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合各ボーナス支払月の加算金額は、当社が定める上限金額を超えないものとし、その加算金額を毎月の約定請求債務に加算して支払うものとします。

第36条（CD/ATM利用手数料）

会員は、CD/ATMを利用した際に、当社所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）を負担するものとします。

第37条（その他ローン）

1. 本会員は、当社の提供する各種ローンを別に定める条件および規定により利用できます。
2. 本会員は、申込書記載事項に基づき、当社が認める場合は前項の各種ローンについて、融資の申し込みをインターネット、電話等当社所定の方法により行うことができるものとします。

【利用可能枠およびカード利用に伴う利用可能上限額※の推移例】

※利用可能範囲枠内であといくらご利用いただけるかを示すものです。

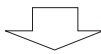
1. 利用可能枠の設定例（ダイナースクラブカードとSuMi TRUST CLUB ゴールドカードをお持ちのお客様の場合）

| | ダイナース クラブカード | SuMi TRUST CLUB ゴールドカード |
|-------------------------|-----------------|----------------------------|
| カード利用可能枠 (ダイナース一回払い) | ※1 | — |
| カード利用可能枠 | — | 100万円 |
| うちショッピングリボ利用可能枠※2 | | 50万円 |
| うちキャッシング・ローン利用可能枠 | | 30万円 |

2. 上記のお客様がカードを利用したことに伴う、ご利用可能上限額の推移例 (ご利用当日に当社で受付処理をしたものと仮定します)

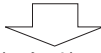
10月15日 SuMi TRUST CLUB ゴールドカードで一回払いショッピング60万円ご利用

| | ダイナース クラブカード | SuMi TRUST CLUB ゴールドカード | 摘要 |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| カード利用可能上限額 (ダイナース一回払い) | ※1 | — | 変更はありません。 |
| カード利用可能上限額 | — | 40万円 | 100万円－60万円(一回払いショッピング)＝40万円になります。 |
| うちショッピングリボ 利用可能上限額 | | 40万円 | カード利用可能上限額が40万円になったことで、これも40万円になります。 |
| うちキャッシング・ローン 利用可能上限額 | | 30万円 | カード利用可能上限額の範囲内のため、変更はありません。 |



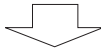
10月17日 SuMi TRUST CLUB ゴールドカードでキャッシングサービス10万円ご利用

| | ダイナース クラブカード | SuMi TRUST CLUB ゴールドカード | 摘要 |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|--|
| カード利用可能上限額 (ダイナース一回払い) | ※1 | — | 変更はありません。 |
| カード利用可能上限額 | — | 30万円 | 40万円-10万円(キャッシングサービス利用)=30万円になります。 |
| うちショッピングリボ 利用可能上限額 | 30万円 | | カード利用可能上限額が 30万円になったため、こ ちらも30万円になります。 |
| うちキャッシング・ローン 利用可能上限額 | 20万円 | | 30万円-10万円(キャッ シングサービス利用)=20万 円になります。 |



10月19日 ダイナースクラブカードでカードローン15万円ご利用

| | ダイナース クラブカード | SuMi TRUST CLUB ゴールドカード | 摘要 |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|--|
| カード利用可能上限額 (ダイナース一回払い) | ※1 | — | 変更はありません。 |
| カード利用可能上限額 | — | 15万円 | 30万円-15万円(カード ローン利用)=15万円に なります。 |
| うちショッピングリボ 利用可能上限額 | 15万円 | | カード利用可能上限額が 15万円になったため、こ ちらも15万円になります。 |
| うちキャッシング・ローン 利用可能上限額 | 5万円 | | 20万円-15万円(カードロ ン利用)=5万円になります。 |



10月25日 ダイナースクラブカードでリボルビング払い15万円ご利用

| | ダイナース クラブカード | SuMi TRUST CLUB ゴールドカード | 摘要 |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|---|
| カード利用可能上限額 (ダイナース一回払い) | ※1 | — | 変更はありません。 (この時点で、お客様にご利 用いただけるのはダイナース クラブカードの一回払い ショッピングだけとなります。) |
| カード利用可能上限額 | — | 0万円 | 15万円-15万円(リボルビ ング払い利用)=0円とな ります。お支払いが確認で きるまでご利用いただけ ません。 |
| うちショッピングリボ 利用可能上限額 | 0万円 | | 15万円-15万円=0円とな り、お支払いが確認でき るまでご利用いただけ ません。 |
| うちキャッシング・ローン 利用可能上限額 | 0万円 | | カード利用可能上限額が 0円になったため、これ も0円になります。 |

- ※1：会員のカード利用可能枠(一回払いショッピングを含むカード全体の利用可能枠をいう)は、当社が審査し承認した額とします。
 ※2：リボルビング払い、ボーナス一括払い、二回払い(SuMi TRUST CLUBカードのみ)、分割払い(SuMi TRUST CLUBカードのみ)を含みます。

【ショッピング支払コースのご案内】

| コース | 国内加盟店 | 外国加盟店 |
|------------------|--|-------------|
| なんでもリボ | すべてリボルビング払い | すべてリボルビング払い |
| えらんでリボ (Aタイプ) | 一回払い・ボーナス一括払い・リボルビ ング払い・二回払い(SuMi TRUST CLUB カードのみ)・分割払い(SuMi TRUST CLUBカードのみ)を選択 | すべてリボルビング払い |
| えらんでリボ (Bタイプ) | 一回払い・ボーナス一括払い・リボルビ ング払い・二回払い(SuMi TRUST CLUB カードのみ)・分割払い(SuMi TRUST CLUBカードのみ)を選択 | すべて一回払い |

※ ご指定がない場合には、えらんでリボ(Bタイプ)を設定します。

ダイナースクラブカード別表

【リボルビング払いのご案内】

1.ショッピングリボ利用可能枠、手数料率等

| ショッピングリボ 利用可能枠 | 手数料率 (実質年率) | 支払方式 | 支払期間・支払回数・ 支払期日 | 遅延 損害金 |
|------------------------------|-----------------|---|--|-----------------|
| 300万円を超えない範囲で 当社が審査し決定した額 | 13.2%~ 18.0% | ミニマムペイメント 方式(会員が申 込時等にあらかじめ 当社と取り決めた 支払元金と、ご 利用残高によっ て変動する支払 元金を比較し、金 額の高い方が適 用されます。) ※ご希望により ボーナス月の増 額支払いの設定 も可能です。 | ■支払期間・支払 回数 利用残高および支払 方式に依り、支払元 金と手数料を完済す るまでの支払期間・支 払回数は変動します。 ■支払期日 原則毎月20日締切、 翌月10日払い。毎月 10日に、弁済金(毎 月支払元金+手 数料)をお支払いいた だきます。 | 年率 14.6 % |

※ ショッピングリボ利用可能枠は、当社が審査したうえ、上記利用可能枠を超える金額を設定をする場合があります。

<手数料について>

手数料は、リボルビング払いのご利用を毎月20日で締め切り、締切日の翌営業日から翌月20日までのご利用残高に対して日割で計算して、翌々月10日にお支払いいただきます。なお、当社が利用データを受け付けてから最初に到来する締切日までの間、リボルビング払い手数料はかかりません。
 ※締切日が土・日・祝日にあたる場合は、締切日はその前営業日になります。
 ※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。

2. 支払元金(締切日時点の利用残高に基づく)

| 利用残高 | ~50万円 | ~100万円 | ~150万円 | ~200万円 | ~250万円 | 250万円超 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支払元金 | 2万円 | 4万円 | 6万円 | 8万円 | 10万円 | 12万円 |

3. リボルビング払いのお支払い例(毎月の弁済金の具体的算定例)

4月15日に現金価格(利用額)10万円のリボルビング払いをご利用の場合。(締切日20日、支払日10日、実質年率15.0%、支払元金2万円)

| | |
|------------------------------|---|
| 初回(5月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：20,000円 B.手数料：0円 弁済金：A(20,000円)+B(0円)=20,000円 ※初回は元金のみのお支払いとなります。 |
| 2回目(6月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：20,000円 B.手数料：1,142円【(10万円×19日間(4月21日~5月9日))+ (10万円-2万円)×11日間(5月10日~20日)】×15.0% ÷365日*=1,142円 弁済金：A(20,000円)+B(1,142円)=21,142円 |

- * うるう年は年366日として計算します。
- * 3回目以降は2回目同様の計算方法により算出いたします。
- * 手数料の計算において小数点以下の金額は切捨てとなります。

日の前日までの分をお支払いいただきます。また、締切日当日に当社にデータが到着したご利用分は、翌々月以降のご請求となります。
* 支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。

【キャッシングサービスおよびカードローンのご案内】

1.キャッシング・ローン利用可能枠、利率等

| 名称 | キャッシング・ローン利用可能枠 | 貸付利率(実質年率) | 返済方式 | 返済期間・返済回数・返済期日 | 遅延損害金 |
|------------|--------------------------|--|-----------------------------|--|-------------|
| キャッシングサービス | 300万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額 | 15.0%～20.0%(ただし、利息制限法に定める利息の制限額を超えないものとします。)<利息の計算方法>新規ご融資額×貸付利率×経過日数(※1)÷365日(※2) | 元金一回・利息二回払い | <ul style="list-style-type: none"> ■返済期間・返済回数 49～87日(暦により異なる)・2回(元金1回・利息2回) ■返済期日 原則毎月20日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。 | 年率 14.6% |
| カードローン | | 13.8%～18.0%(ただし、利息制限法に定める利息の制限額を超えないものとします。)<利息の計算方法>融資残高×貸付利率×経過日数(※3)÷365日(※2) | 定額コース(毎月元金定額返済、またはボーナス併用返済) | <ul style="list-style-type: none"> ■返済期間・返済回数 利用残高および返済方式に応じ、元金と利息を完済するまでの返済期間・返済回数は変動します。<返済例> ・毎月元金定額返済：貸付金額10万円、支払元金2万円の場合、6ヵ月/6回 ・ボーナス併用返済：貸付金額50万円、支払元金1万円、ボーナス月増額支払元金1万円の場合、44ヵ月/44回 ■返済期日 原則毎月20日締切、翌月10日払い。毎月10日に、支払元金と利息をご返済いただきます。 | 年率 14.6% |

担保：不要

- ※1：経過日数はご利用の当日から支払日前日までの期間となります。キャッシングサービスを利用した当日から、以後最初に到来する締切日までの元金に対する利息を翌月支払日に、締切日翌営業日から支払日前日までの元金に対する利息を翌々月支払日に支払うものとします。
- ※2：うるう年は年366日として計算します。
- ※3：経過日数はお借入れの当日から開始され、以後最初に到来する締切日までの利息を初回利息として翌月支払日にお支払いいただきます。2回目以降の利息は、締切日翌営業日から翌締切日までの1ヵ月間ごとのお支払いとなります。完済時は、締切日翌営業日から翌月支払日前日までの利息のお支払いとなります。
- *キャッシング・ローン利用可能枠は、当社が審査したうえ、上記利用可能枠を超える金額を設定をする場合があります。
- *締切日が土・日・祝日にあたる場合は、締切日はその前営業日になります。ただし、手数料/利息は締切日の翌営業日前日までの分をお支払いいただきます。締切日が金曜日の場合は、手数料/利息は翌営業

2.カードローンの支払元金について

キャッシング・ローン利用可能枠の設定金額に応じて、毎月の支払元金を設定いただけます。
また、ボーナス併用返済の場合、ボーナス月増額支払元金を、毎月支払元金の5倍以上で設定いただけます。
・ご入会時にキャッシング・ローン利用可能枠をお申し込みされた場合、支払元金は、2万円で設定されます。

| キャッシング・ローン利用可能枠 | 毎月の支払元金 |
|-----------------|---------|
| 30万円～50万円 | 1万円～5万円 |
| 60万円～100万円 | 2万円～6万円 |
| 110万円～200万円 | 3万円～7万円 |
| 210万円～300万円 | 4万円～8万円 |

- ・キャッシング・ローン利用可能枠に基づき会員が設定した毎月の支払元金が、支払日の前月締切日における既存融資残高の1%の金額を下回る場合には、当該既存融資残高の1%の金額が支払元金となります。
- ・なお、キャッシング・ローン利用可能枠が300万円を超える場合、会員が当社から貸与を受けた他の複数枚のカードにおいてキャッシング・ローン利用可能枠の増額を行った場合等、従前のキャッシング・ローン利用可能枠に基づき設定された毎月の支払元金が、支払日の前月締切日における既存融資残高の1%を下回る場合には、同様に既存融資残高の1%の金額が支払元金となります。

SuMi TRUST CLUBカード別表

【リボルビング払いのご案内】

1.ショッピングリボ利用可能枠、手数料率等

| カード名称 | ショッピングリボ利用可能枠 | 手数料率(実質年率) | 支払期間・支払回数・支払期日 | 遅延損害金 |
|---|--------------------------|------------|---|-------------|
| SuMi TRUST CLUB プラチナ VISAカード SuMi TRUST CLUB ゴールドカード SuMi TRUST CLUB リワード ワールドカード | 175万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額 | 12.0～18.0% | <ul style="list-style-type: none"> ■支払期間・支払回数 利用残高および支払方式に応じ、支払元金と手数料を完済するまでの支払期間・支払回数は変動します。 ■支払期日 原則毎月17日締切、翌月10日払い(金融機関によっては8日払い)。毎月10日(金融機関によっては8日)に、支払元金と手数料をお支払いいただきます。 | 年率 14.6% |
| SuMi TRUST CLUB エリートカード SuMi TRUST CLUB リワードカード SuMi TRUST CLUB キャッシュバックカード | 100万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額 | 13.2～18.0% | | |
| SuMi TRUST CLUB クリアカード | | 11.4～15.0% | | |

- *ショッピングリボ利用可能枠は、当社が審査したうえ、上記利用可能枠を超える金額を設定をする場合があります。
- *「SuMi TRUST CLUB プラチナVISAカード」は、SuMi TRUST CLUB プラチナカード/デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB プラチナVISAカードを指します。
- *「SuMi TRUST CLUB ゴールドカード」は、SuMi TRUST CLUB ゴールドカード/デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB ゴールドVISAカードを指します。

<手数料について>

手数料は、リボルビング払いのご利用を毎月17日で締め切り、締切日の翌営業日から翌月17日までのご利用残高に対して日割で計算して、翌々月10日（金融機関によっては8日）にお支払いいただきます。なお、当社が利用データを受け付けてから最初に到来する締切日までの間、リボルビング払い手数料はかかりません。
※締切日が土・日・祝日にあたる場合は、締切日はその前営業日になります。
※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。

2.支払方式および支払元金

| 締切日の利用残高 | 定額コース (元金定額方式) | 定率コース (元金定率方式) | フレックス変額コース (残高スライド方式) |
|------------|--|-------------------------------------|--------------------------|
| 5万円以下 | 1～5万円で会員があらかじめ指定した金額(1万円単位)ただし、ショッピングリボ利用可能枠の設定が50万円を超える会員は、2～5万円(1万円単位) | 利用残高の5%。ただし、利用残高の5%が1万円に満たない場合は1万円。 | 1,500円 |
| 10万円以下 | | | 2,500円 |
| 25万円以下 | | | 5,000円 |
| 35万円以下 | | | 7,500円 |
| 50万円以下 | | | 10,000円 |
| 75万円以下 | | | 15,000円 |
| 100万円以下 | | | 20,000円 |
| 125万円以下 | | | 25,000円 |
| 150万円以下 | | | 30,000円 |
| 175万円以下 | | | 35,000円 |
| 200万円以下 | | | 40,000円 |
| 250万円以下 | 50,000円 | | |
| 300万円以下 | 60,000円 | | |
| 以後100万円ごとに | | | 2万円加算 |

※ 定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1%を下回る場合には、利用残高の1%が支払元金となります。(例:元金定額方式・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が300万円の場合、支払元金は利用残高300万円の1%の3万円となります。)

※ SuMi TRUST CLUB クリアカードの支払方式および支払元金につきましては、「SuMi TRUST CLUB クリアカード特約」をご覧ください。

※ 支払元金が取り決めた金額以下となる場合は、利用残高全額が支払元金となります。

※ 定率コースの新たな利用および他のコースから定率コースへの変更はできません。

3.リボルビング払いの支払例(毎月の弁済金の具体的算定例)

4月15日に現金価格(利用額)10万円のリボルビング払いをご利用の場合。
(締切日17日、支払日10日、実質年率15.0%、定額コースの支払元金2万円)

■定額コース(元金定額方式)

| | |
|------------------------------|---|
| 初回(5月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：20,000円 B.手数料：0円 弁済金：A(20,000円)+B(0円)=20,000円 ※ 初回は元金のみのお支払いとなります。 |
| 2回目(6月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：20,000円 B.手数料：1,167円【(10万円×22日間(4月18日～5月9日))+[(10万円-2万円)×8日間(5月10日～17日)]]×15.0%÷365日* =1,167円 弁済金：A(20,000円)+B(1,167円)=21,167円 |

■定率コース(元金定率方式)

| | |
|------------------------------|--|
| 初回(5月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：10,000円 ※「2.支払い方式および支払元金」参照 B.手数料：0円 弁済金：A(10,000円)+B(0円)=10,000円 ※ 初回は元金のみのお支払いとなります。 |
| 2回目(6月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：10,000円 ※「2.支払い方式および支払元金」参照 B.手数料：1,200円【(10万円×22日間(4月18日～5月9日))+[(10万円-10,000円)×8日間(5月10日～17日)]]×15.0%÷365日* =1,200円 弁済金：A(10,000円)+B(1,200円)=11,200円 |

■フレックス変額コース(残高スライド方式)

| | |
|------------------------------|---|
| 初回(5月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：2,500円 ※「2.支払方式および支払元金」参照 B.手数料：0円 弁済金：A(2,500円)+B(0円)=2,500円 ※ 初回は元金のみのお支払いとなります。 |
| 2回目(6月10日) のお支払い (弁済金) | A.支払元金：2,500円 ※「2.支払方式および支払元金」参照 B.手数料：1,224円【(10万円×22日間(4月18日～5月9日))+[(10万円-2,500円)×8日間(5月10日～17日)]]×15.0%÷365日* =1,224円 弁済金：A(2,500円)+B(1,224円)=3,724円 |

*うろう年は年366日として計算します。

※ 3回目以降は2回目同様の計算方法により算出いたします。

※ 手数料の計算において小数点以下の金額は切捨てとなります。

【分割払いのご案内】

1.支払回数表

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支払回数(回) | 3 | 5 | 6 | 10 | 12 | 15 | 18 | 20 | 24 | 30 | 36 |
| 支払期間(ヶ月) | 3 | 5 | 6 | 10 | 12 | 15 | 18 | 20 | 24 | 30 | 36 |
| 実質年率(%) | 10.77 | 11.92 | 12.24 | 12.88 | 13.03 | 13.16 | 13.23 | 13.25 | 13.27 | 13.24 | 13.17 |
| 現金価格(利用額)100円当たりの分割払手数料の額(円) | 1.8 | 3 | 3.6 | 6 | 7.2 | 9 | 10.8 | 12 | 14.4 | 18 | 21.6 |

※ ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が異なることがあります。

※ SuMi TRUST CLUB クリアカードは、分割払いは利用できません。

※ 支払コースを「なんでもリボ」に指定した会員は、分割払いは利用できません。

2.分割払いの支払例

現金価格(利用額)30万円の商品を10回払いにした場合：

| | 金額 | 計算方法 |
|-------------------|----------|---------------------|
| 分割払手数料 | 18,000円 | 300,000円×6.00円÷100円 |
| 支払総額 | 318,000円 | 300,000円+18,000円 |
| 分割支払金 (月々の支払金) | 31,800円 | 318,000円÷10回 |

※ 分割支払金は、1円未満切り捨てとなり、その端数は初回に算入します。

※ 端数の調整により実質年率が異なることがあります。

【キャッシングサービスおよびカードローンのご案内】

1.キャッシング・ローン利用可能枠、利率等

| 名称 | キャッシング・ローン利用可能枠 | 貸付利率(実質年率) | 返済方式 | 返済期間・返済回数・返済期日 | 遅延損害金 |
|------------|--------------------------|---|--|---|----------|
| キャッシングサービス | 300万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額 | 15.0%~20.0% (ただし、利息制限法に定める利息の制限額を超えないものとします。) <利息の計算方法> 新規ご融資額×貸付利率×経過日数(※1)÷365日(※2) | 元金一回・利息二回払い | <p>■返済期間・返済回数 50~87日(暦により異なる)・2回(元金1回・利息2回)</p> <p>■返済期日 原則毎月17日締切、翌月10日払い(金融機関によっては8日払い)。</p> <p>毎月10日(金融機関によっては8日)に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> | 年率 14.6% |
| カードローン | 300万円を超えない範囲で当社が審査し決定した額 | 15.0%~18.0% (ただし、利息制限法に定める利息の制限額を超えないものとします。) <利息の計算方法> 融資残高×貸付利率×経過日数(※3)÷365日(※2) | <p>・定額コース(毎月元金定額返済、またはボーナス併用返済)</p> <p>・フレックス変額コース(残高スライド方式)</p> | <p>■返済期間・返済回数 利用残高および返済方式に応じ、元金と利息を完済するまでの返済期間、返済回数は変動します。</p> <p><返済例></p> <p>・毎月元金定額返済: 貸付金額10万円、支払元金2万円の場合、6ヵ月/6回</p> <p>・ボーナス併用返済: 貸付金額50万円、支払元金2万円、ボーナス月増額支払元金1万円の場合、24ヵ月/24回</p> <p>・残高スライド方式: 貸付金額5万円の場合、35ヵ月/35回(支払元金は残高に応じて変動いたします。)</p> <p>■返済期日 原則として毎月17日締切、翌月10日払い(金融機関によっては8日払い) 毎月10日(金融機関によっては8日)に、支払元金と利息をご返済いただきます。</p> | |

担保: 不要

※1: 経過日数はご利用の当日から支払日前日までの期間となります。キャッシングサービスを利用した当日から、以後最初に到来する締切日までの元金に対する利息を翌月支払日に、締切日翌営業日から支払日前日までの元金に対する利息を翌々月支払日に支払うものとします。

※2: うるう年は年366日として計算します。

※3: 経過日数はお借入れの当日から開始され、以後最初に到来する締切日までの利息を初回利息として翌月支払日にお支払いいただきます。2回目以降の利息は、締切日翌営業日から翌締切日までの1ヵ月

間ごとのお支払いとなります。完済時は、締切日翌営業日から翌月支払日前日までの利息のお支払いとなります。

※ 利用可能枠は、当社が審査したうえ、上記利用可能枠を超える金額を設定をする場合があります。

※ 締切日が土・日・祝日にあたる場合は、締切日はその前営業日になります。ただし、手数料/利息は締切日の翌営業日前日までの分をお支払いいただきます。締切日が金曜日の場合は、手数料/利息は翌営業日の前日までの分をお支払いいただきます。また、締切日当日に当社にデータが到着したご利用分は、翌々月以降のご請求となります。

※ 支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。

2.カードローン返済コースおよび返済元金

| 締切日の融資残高 | 定額コース (毎月元金定額返済) | フレックス変額コース (残高スライド方式) |
|------------|---------------------|--------------------------|
| 5万円以下 | 毎月2万円の定額 | 1,500円 |
| 10万円以下 | | 2,500円 |
| 25万円以下 | | 5,000円 |
| 35万円以下 | | 7,500円 |
| 50万円以下 | | 10,000円 |
| 75万円以下 | | 15,000円 |
| 100万円以下 | | 20,000円 |
| 125万円以下 | | 25,000円 |
| 150万円以下 | | 30,000円 |
| 175万円以下 | | 35,000円 |
| 200万円以下 | | 40,000円 |
| 250万円以下 | | 50,000円 |
| 300万円以下 | | 60,000円 |
| 以後100万円ごとに | | 2万円加算 |

※ 定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1%を下回る場合には、利用残高の1%が支払元金となります。(例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が300万円の場合、支払元金は利用残高300万円の1%の3万円となります。)ただし、SuMi TRUST CLUB リワードワールドカード、SuMi TRUST CLUB リワードカード、SuMi TRUST CLUB キャッシュバックカードについては、支払元金が利用残高の3%を下回る場合には、利用残高の3%が支払元金となります。(例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が300万円の場合、支払元金は利用残高300万円の3%の9万円となります。)

※ 支払元金が取り決めた金額以下となる場合は、利用残高全額が支払元金となります。

※ フレックス変額コースの新たな利用および他のコースからフレックス変額コースへの変更はできません。

個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

〈本同意条項および重要事項は、ダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUBカード会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します。〉

第1条 (個人情報の収集、保有、利用、提供)

1. 会員および入会申込者(以下総称して「会員等」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供および口座振替

等の事務処理等のため、次の各号に定める会員等の情報（以下「個人情報」という）を必要な保護措置を講じた上で収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内（支払遅延時の請求を含む）をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- (1) 会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、住居状況等の事項、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。
 - (2) 入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。
 - (3) 会員のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。
 - (4) 当社が収集した会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。
 - (5) 会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。
 - (6) 当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。
 - (7) インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。
 - (8) 当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。
2. 会員等は、当社が前項 (1) (2) (3) の個人情報を必要な保護措置を講じた上で、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のホームページ等で案内しています。
- (1) クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。
 - (2) クレジット関連事業における市場調査、商品開発。
 - (3) クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。
 - (4) クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。
3. 会員等は、以下の当社の提携会社（以下「共同利用会社」という）が、本条第1項 (1) (2) (3) (5) の個人情報を必要な保護措置を講じた上で、次の各号に定める目的のために利用することに同意します。
- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします）
- 目的：
- (1) 共同利用会社の金融商品、信託商品およびサービスの申込・相談の受付。
 - (2) 犯罪収益移転防止法等に基づく会員等の確認等や金融商品、信託商品およびサービスの利用資格の確認。
 - (3) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発。
 - (4) 金融商品、信託商品およびサービスに関する各種提案（ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含む）。

- (5) 共同利用会社において経営上必要な各種リスクの把握および管理。
4. 会員等（家族会員を除きます。以下、本項において同じ。）が当社の実施する会員紹介制度において入会した場合、会員等は、当社が紹介者である会員に対して紹介プレゼント等を送付する目的のために、会員等の入会した事実を提供することに同意するものとします。
 5. 会員等は、会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項および本重要事項が適用されることに同意します。
 6. 会員等は当社が本条第1項 (1) (2) (3) (4) のうち、必要最小限の個人情報を必要な保護措置を講じた上で以下の目的で、提供し、提供先が利用することに同意するものとします。
 - (1) 保険募集代理業における当社が提携している損害保険会社および生命保険会社への取次。
当社提携の損害保険、生命保険会社はホームページに掲載されています。
ダイナースクラブ公式ホームページ
<http://www.diners.co.jp/ja/cnasp.html>
SuMi TRUST CLUBカード公式ホームページ
<http://www.sumitclub.jp/ja/cnasp.html>
 - (2) カード付帯保険サービス提供のため引受保険会社への取次。
当社提携の引受保険会社はホームページに掲載されています。
ダイナースクラブ公式ホームページ
http://www.diners.co.jp/ja/usage/insurance/a_card.html
SuMi TRUST CLUBカード公式ホームページ
<http://www.sumitclub.jp/ja/insurance/assist.html>

第2条（個人情報情報機関への照会、登録および利用）

1. 会員等（家族会員を除きます。以下、本項において同じ。）は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該個人情報情報機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者をいい、以下総称して「当該機関」という）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携機関」という）に照会し、会員等および会員等の配偶者の個人情報（当該機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、提携機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等、電話帳記載の情報および貸金業協会から登録を依頼された情報を含み、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む）が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がこれを利用することに同意します。
2. 会員等（家族会員を除く）は、当該機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに登録された情報が当該機関および提携機関の加盟会員に支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。
3. 会員等（家族会員を除く）は、本条第1項および前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、当該機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、当該機関および提携機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
4. 当該機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報および登録期間は以下のとおりです。また、当社が、新たに個人情報情報機関に加盟する場合には、別途、書面により通知し同意を得るものとします。なお、当該機関への加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、個人情報情報機関のホームページに記載されております。

株式会社シー・アイ・シー (CIC) <http://www.cic.co.jp/>
【割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関】
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号 0120-810-414

登録される情報とその期間
(詳細については、当該機関のホームページなどでご確認ください。)

| 登録情報 | 登録期間 |
|------------------|-------------------|
| ①本規約に係る申し込みをした事実 | 当社が照会した日から6ヶ月間 |
| ②本規約に関する客観的な取引事実 | 契約期間中および契約終了後5年以内 |
| ③債務の支払いを延滞した事実 | 契約期間中および契約終了後5年以内 |

5. 当該機関と提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。なお、以下の提携機関に関するお問い合わせ等は、前項に記載の個人信用情報機関へ行うものとします。

- (1) 全国銀行個人信用情報センター (KSC)
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
【主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関】
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号 03-3214-5020
- (2) 株式会社日本信用情報機構 (JICC) <http://www.jicc.co.jp/>
【貸金業法に基づく指定信用情報機関】
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
電話番号 0120-441-481

※CICは、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク (CRIN) を構築しており、当社は当該機関を経由してKSCおよびJICCの情報を利用しています。

6. 上記4. に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は以下のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払い回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

第3条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示の請求は以下に連絡するものとします。
 - (1) 当社および共同利用会社への開示請求は、末尾記載のお客さま相談室宛行うものとします。また、開示請求手続については、当社のホームページ等で案内しております。
 - (2) 当該機関への開示請求は、前条第4項記載の個人信用情報機関宛行うものとします。
2. 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条 (個人情報の取り扱いに関する不同意の場合および利用・提供中止の申し出)

1. 当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場

合、または、本同意条項および本重要事項に定める個人情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項および第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手続きを取ることはありません。

2. 会員が第1条第2項および第3項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、カードまたはご利用代金明細書等の送付等を除き業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、会員は、中止の申し出を末尾記載のお客さま相談室宛行うものとします。

第5条 (契約不成立時の個人情報の利用・提供)

当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。

第6条 (条項の変更)

本同意条項および本重要事項は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

■当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先

〈お客さま相談室〉

〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアX棟
電話番号 03-6770-2820

上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。

◆ダイナースクラブ

電話番号 0120-074-024

◆SuMi TRUST CLUBカード

電話番号 0120-003-081

※お手元にカード番号と電話番号暗証番号をご用意ください。

(16LC-0129)

【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カードのご利用内容についてのお問い合わせ、ご相談は下記コールセンターまでご連絡ください。

ダイナースクラブ
電話番号 0120-074-024
SuMi TRUST CLUBカード
電話番号 0120-003-081
3. 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止のお申し出、個人情報の開示・訂正・削除等に関するお問い合わせ、支払停止の抗弁に関する書面については、上記コールセンターまでご連絡ください。

三井住友トラストクラブ株式会社

ダイナースクラブ公式ホームページ <http://www.diners.co.jp>

SuMi TRUST CLUBカード公式ホームページ <http://www.sumitclub.jp>

本社 東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861

The English version of the Terms and Conditions can be viewed at
Diners Club website (<http://www.diners.co.jp>) or SuMi TRUST CLUB
website (<http://www.sumitclub.jp>).